



今年4月に桜の苗木1,000本を阿蘇市に寄贈された「NDR株式会社」代表取締役村上美廣氏（熊本市出身、埼玉県在住）。「阿蘇市は自然景観を損なわない、環境に優しい産業で活性化してほしい」と語る村上社長。自社が桜をチップ状にし化粧品や医薬品としての製品化を目指す関係で、全国で桜の植栽地を検討。「子どもの頃から大好きだった阿蘇の地が一番によぎった」と、阿蘇市での起業を検討されておられます。

「環境に優しい産業で市の活性を」 (村上社長談) ～『桜の木』の資源利用～

観賞が主体である桜が医薬品や化粧品の原料として利用でき、農林業の新たな展開につながると提案される「NDR株式会社」代表取締役村上美廣氏から桜の資源としての可能性についてお聞きしました。

「現在、スギヤヒノキの需要が低迷しており、林業をされている方には大変な問題だと思います。」

スギヤヒノキは植栽して5年以上も育てなければ商品として出荷できません。

そんな樹木に変わり、植栽から4～5年で出荷できる桜が今注目されています。チップとしての商品化が進んでいるのです。切ったところから芽が出て、何度も出荷できる20～30年間)ので、非常に効率が良いです。たとえば畑では10アール当たり100本程度の桜が植栽できます。山でも同じように植栽できます。

また、桜を植栽することで水源涵養にもつながりますし、花も美しいので、春に阿蘇市一帯が桜色に染まるのもいいでしょう。観光の目玉としての活用も考えられます。環境に優しい産業ですので、新たな資源として桜を植栽してみたいかがでしょうか。」



村上社長の提案をうけ一部の農家の方が試験的に1ha栽培される予定です。

「知らなかった」
では、損をする

病気やけがで障害の状態になったとき、 障害基礎年金

国民年金加入中に病気やケガで障害が残ったときや20歳前に受診した病気やけがで一定の障害状態になった場合に障害基礎年金が支給されます。

障害基礎年金の受給要件（国民年金加入中）

初診日（病気やケガで初めて医師の診察を受けた日）において国民年金の加入者であること。

初診日の前々月までに、保険料を納めた期間（厚生年金加入期間等を含む）と免除期間（若年者納付猶予期間・学生納付特例期間を含む）を合算した期間が加入期間の3分の2以上であること。

保険料納付要件の特例

上記に該当しない場合でも、平成28年3月31日までに初診日がある場合、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料未納期間がなければ受けられます。

20歳前に初診日があり、20歳に達したときに一定の障害状態にある場合は、20歳から障害基礎年金が支給されます。ただし、本人に所得がある場合は、その所得額に応じて年金の一部又は全部が支給停止となる場合があります。

障害年金の相談について

障害年金について相談されるときは、事前に初診日（障害の原因となった病気で初めて医師の診察を受けた日）をご確認をお願いします。

相談窓口は市民環境課及び各支所市民係窓口です。

市民環境課 ☎22-3135

障害認定日とは

原則として病気やケガで初めて医師の診察を受けた日から1年6ヶ月を経過した日。又は病状が固定した日のことです。例外として、人工透析は受けた日から3ヶ月を経過した日(初診日から1年6ヶ月以内の日に限る)、心臓ペースメーカー装着あるいは手足の切断等は、当日が障害認定日となります。